

JICQA 審査登録規則

(AS-QMS 固有事項)



2021年1月12日

日本検査キューエイ株式会社

JICQA 審査登録規則(AS-QMS 固有事項)

1.目的

この JICQA 審査登録規則(AS-QMS 固有事項) (C510E01(AS)) (以下、本規則という) は、JICQA 審査登録規則(C510E01)に加え、AS-QMS に係る追加の固有事項を定めたものである。

2.適用範囲

本規則は、JICQA が実施する AS-QMS 審査登録業務に適用する。

3.定義

JICQA 審査登録規則 (C510E01) の 3.定義による。

4.審査登録の申請及びそのレビュー

JICQA 審査登録規則 (C510E01) の 4.審査登録の申請及びそのレビューによる。

5.審査プログラム

JICQA 審査登録規則 (C510E01) の 5.審査プログラムによる。

6.基本的な審査フロー

JICQA 審査登録規則 (C510E01) の 6.基本的な審査フローによる。

7.初回登録

JICQA 審査登録規則 (C510E01) の 7.初回登録による。ただし、7.4 登録組織の公表、7.5 登録組織情報の届出については、次の事項による。

7.4 登録組織の公表

1) JICQA は、下記に示す登録組織の情報を JICQA ウェブサイトで公表する。登録情報を非公開とすることはできない。

- (1) 組織名
- (2) 所在地
- (3) 登録日
- (4) 登録番号
- (5) 適用規格
- (6) 認定範囲分類
- (7) 登録範囲

2) JICQA は、登録の一時停止、または取消しとなった登録組織を JICQA ウェブサイトに公表するとともに、IAQG-OASIS^{注)} データベースに登録する。

注) IAQG OASIS: International Aerospace Quality Group Online Aerospace Supplier Information System

7.5 登録組織情報の届出

JICQA は、認定範囲にある組織を登録した場合、登録組織の情報を JAB に届け出るとともに、IAQG-OASIS データベースに登録する。また、登録組織の情報に変更が生じた場合も、同様に届け出る。

8.登録の維持

JICQA 審査登録規則 (C510E01) の 8.登録の維持による。

9.登録の更新

JICQA 審査登録規則 (C510E01) の 9.登録の更新による。

10.その他の審査

JICQA 審査登録規則（C510E01）の 10.その他の審査による。

11.申請組織、登録組織への要求事項

JICQA 審査登録規則（C510E01）の 11.申請組織、登録組織への要求事項による。ただし、11.8 AS-QMS に関する追加要求事項は次による。

11.8 AS-QMS に関する追加要求事項

- 1) JICQA 審査登録規則（C510E01）11.2 1) に加え、JAB 以外に法規制当局、顧客代表者または JRMC ^{注1)} が、JICQA の実施する組織に対する審査にオブザーバーとして参加することに同意すること。
- 2) JRMC が JAB の認定プロセスの有効性を確認するため、JICQA の実施する組織に対する審査に立会うことに同意すること。
- 3) JRMC が、JICQA の審査プロセスの有効性を確認するため、JRMC 単独、または JAB と合同で JICQA の実施する組織に対する審査に立会うことに同意すること。
- 4) JIS Q 9100 品質マネジメントシステムの審査結果の情報を IAQG-OASIS データベースに登録すること、及び利用されることに同意すること。
- 5) JIS Q 9100 品質マネジメントシステムに対する登録証が正しい基準及び方法に基づいて発行されていることを確認するために、JAB 以外に、IAQG OPMT ^{注2)}、APAQG-RMC ^{注3)}、JRMC 及び法的規制当局が、JICQA、JAB または SJAC ^{注4)} の事務所などにおいて関係する文書及び記録に対して閲覧権を行使することに同意すること。
- 6) 組織が上記 1)から 5)の要求を満たさない場合には、業界による監視制度（ICOP）スキームと IAQG-OASIS データベースの登録リストから取り消される。
- 7) 組織は、登録を取り消された場合には、自組織の航空宇宙及び防衛分野の顧客に、登録の取り消しを速やかに通知すること。
- 8) 組織は、要求された場合、SJAC 指定様式の審査報告書及び関連する文書／記録のコピーをその顧客及び潜在的顧客へ IAQG-OASIS データベースを通じて、または直接、提供すること。ただし、組織から特別な理由が示された場合にはこの限りではない。

注 1) JRMC: Japan Registration Management Committee (航空宇宙審査登録管理委員会)

注 2) IAQG OPMT: IAQG Other Party Management Team

注 3) APAQG-RMC: Asia Pacific Aerospace Quality Group Registration Management Committee

注 4) SJAC: The Society of Japanese Aerospace Companies (一般社団法人日本航空宇宙工業会)

12.登録の一時停止、取消し及び登録範囲の縮小

JICQA 審査登録規則（C510E01）の 12.登録の一時停止、取消し及び登録範囲の縮小による。

13.機密保持、個人情報保護

JICQA 審査登録規則（C510E01）の 13.機密保持、個人情報保護による。

14.異議申立て及び苦情申立て

JICQA 審査登録規則（C510E01）の 14.異議申立て及び苦情申立てによるほか、次の事項による。

- 1) 申立者は、JICQA との間で異議申立て、苦情申立ての問題が解決できない場合は、JAB に申し立てることができる。
- 2) JAB は、当該問題の解決にあたり、必要がある場合は JRMC に照会する。
- 3) SJAC9104-1 に関する問題解決の結論は、JRMC による決定に従う。

15.求償

JICQA 審査登録規則（C510E01）の 15.求償による。

16.審査登録料金及び費用の支払い

申請組織及び登録組織は、審査登録業務の内容に応じた次の審査登録料金及び費用を JICQA に支払わねばならない。支払われた料金及び費用は、JICQA の責に帰す場合を除き返還しない。料金表は別に定め、その最新版を適用する。

- (1) 申請料
- (2) 基本料
- (3) 各審査料
- (4) 各審査実施に伴う交通費、宿泊料及び移動料
- (5) 登録料
- (6) 登録維持料（認定機関関連料金を含む）
- (7) IAQG OASIS データベースへの組織登録料、必要な場合、JAQG^注 認証制度の維持・改善費用
- (8) その他、申請組織または登録組織と JICQA で合意された追加料金及び費用

注) JAQG: Japanese Aerospace Quality Group (航空宇宙品質センター)

17. 付帯サービス

JICQA 審査登録規則（C510E01）の 17.付帯サービスによる。

18. 本規則の改訂

JICQA 審査登録規則（C510E01）の 18.本規則の改訂による。

19. 準拠法及び管轄裁判所

JICQA 審査登録規則（C510E01）の 19.準拠法及び管轄裁判所による。

20. 協議

JICQA 審査登録規則（C510E01）の 20.協議による。

付則

JICQA 審査登録規則(AS-QMS 固有事項)(C510E01-R08(AS), 2021-01-12)は 2021 年 1 月 12 日より発効する。これに伴い、**JICQA 審査登録規則(AS-QMS 固有事項)(C510E01-R07(AS), 2018-05-25)**は 2021 年 1 月 12 日をもって失効する。

以 上